

亀^き趺^ふをもつ石碑の系譜（三）

藤井直正

一 はしがき

本稿は前二回につづき、すでに現地をおとずれていながら、初代藩主保科正之の墓所が未見であったために保留した、会津若松藩主松平家墓所と、今年になって現地を訪れることのできた備前岡山藩主池田家墓所のうち、岡山県和気郡吉永町の和意谷^{わいだに}にある池田輝政墓所、および兵庫県姫路市の増位山随願寺と書写山円教寺境内にある播磨姫路藩主榊原家墓所について述べ、亀趺をもつ石碑の資料を重ねて紹介することにしたい。また、身近なところに存在することを知った、大阪市阿倍野区の「北畠顕家卿墓碑」と大阪府藤井寺市の道明寺天満宮の「土師連八島君廟窟碑」と「椋見賢君土物竈跡碑」を合わせて取り上げることとした。

亀趺をもつ石碑の系譜については、先に述べたことのほか、とくに付け加えることはないが、今回新しく紹介する資料をふくめて、これまで得ることのできた資料を年代順に並べてみることによって、近世の石碑に亀趺が用いられる年代の初現や、時代による推移について一つの見通しが立てられるように思われるので、この点についての考察を試みた。また、近世において亀趺すなわち海亀を象る彫像が一体何を手本として彫刻されたのかということについて動物絵画の世界から考えてみることにした。もとより専門領域を逸脱したことではあるが、

ご批判とご教示を願いたい。

亀趺をもつ石碑の資料はまだまだ未知、未見のものがあるに相違ないが、いずれ大同小異であろうという独断のもとに、一まず本稿をもつて終結にしたいと思う。

二 日本での展開と遺例(続)

1 保科正之見祢山墓所

福島県会津に所在する会津若松藩主松平家墓所のうち、二代藩主から九代藩主に至る会津若松市の院内山墓所は、平成三年に現地を訪れたのであるが、同県耶麻郡猪苗代町にある初代藩主保科正之の見祢山墓所は、今年になってようやく訪れることができた。^{注1}

徳川二代將軍秀忠の庶子として、慶長十六年(一六一一)に生まれたが、信州高遠(現在の長野県上伊那郡高遠町)藩主保科正光の養子として成長した。寛永二十年(一六四三)、正之三十一歳の時、加藤明成の除封の後を承けて会津若松藩主として入封し、二十三万石を領した。三代將軍家光の異母弟に当たり、その遺言で四代將軍家綱の補佐役として幕政に貢献し、近世初期における名大名として評価されている。^{注2}

幼少より学を好み、長じて家光の禅の師匠である沢庵に学び、老荘の学を修めた。承応元年(一六五二)四十二歳の時、『小学』を読んでこれに傾倒し、朱子学者として著名であった山崎闇斎を賓師として招いたのは寛文四年(一六六四)のことであった。これより先、寛文三年(一六六三)には、吉川神道を大成させた吉川惟足^{これたも}を召して神道書の講義を受けてその奥義を深め、「土津靈神」の称号を受けている。保之の侍講をつとめた儒者、横田俊益^{としま}は、保之の伝記『土津靈神言行録』を著わしているが、巻之上の冒頭「事實」の項に次の記事が見られる。

一 (寛文)十一年辛亥十一月十七日、奉^三土津靈社之號、吉川惟足書^レ之。

一同日惟足上^三神道傳授、一事^二事^三事^四重之證明、且上^三靈號之說、

一同日遺書于正經曰、我之身後依靈號之儀、藏于壽穴、則足焉、友松勘十郎書之。

(中略)

一十八日寅下刻、終于正寢、壽六十二歳、

と記し、つづく「行状」の項の末尾には、

又曰、十八日総於城南箕田(現在の三田)邸、上自朝廷下至閭巷、莫不慨歎爲國家惜之、相弔者往來絡繹焉、令胤正經善繼

志、不作佛事、以明年春三月丁酉、歸葬於會城(会津若松城)東北盤梯見彌山矣、夏建社、請吉田兼連安鎮之、延寶甲寅之秋

立碑、

とあり、保之の死と葬儀のことが記されている。以下に述べる会津若松藩主歴代の墓所は、儒式と神式に則った独特の形式であるが、初代正之の学問と思想に裏づけられた遺構といふことができるのである。

「土津靈神」の神号を授けられていた保科正之は、寛文十二年(一六七二)、会津に下向し、自ら寿藏地として猪苗代湖を眼下に見おろす、磐梯山のふもと見祢山の磐椅神社(いわき)の一角を遷定した。この年の十二月、正之は江戸三田の藩邸で病没したが、翌延宝八年(一六七三)三月二十七日、遺言に従って墓所は見祢山に造営された。墳墓の構築は四月三日までに完了し、六月十一日には、墳墓の前に「会津中納言源君之墓」と刻んだ表石を設け、十月十一日には、墳墓の上に高さ一丈二尺四寸五分(約四・メートル)、径九尺二寸(約三メートル)の八角形の鎮石が設けられ、翌延宝二年(一六七四)九月二十二日には、山崎闇齋が選述し、正之の遺徳を称えた、高さ一丈八尺(約六メートル)、幅六尺(約二メートル)×五尺(一六・五メートル)の巨大な亀趺を台座とした碑身に、一九四三字から成る「土津靈神墓誌銘」を刻んだ碑石が建てられた。この碑文は、『土津靈神言行録』をはじめ、諸書に収載されて著名である。^{注3}

碑は土津神社の境内、墓道の入口に当たるところに立てられている。西を正面とし、上部に「土津靈神碑」の五文字を右から左へ横向きに篆書で、その下に一五行、以下左回りに北面一二行、東面一五行、南面一〇行、計五二行の碑文をそれぞれ楷書で刻まれている。一字の大きさが三寸(約一〇センチ)角の文字であり、現在でも明瞭に読み取ることができる(図版二)。^{注4}

次に碑文を刻まれた体裁のまま掲げる。

亀趺をもつ石碑の系譜(二)

土津者 東照大權現之孫源中將之靈號也靈神諱正之小字幸松 台德院秀忠公之子 大猷院家光公之弟 大將軍家綱公之叔父母神尾氏慶長十六年辛亥夏五月七日生於江府焉七歲 台命信州高遠城主從五位肥後守源姓保科氏正光為義父弱冠義父卒任肥後守賜為清刀入高遠寬永九年壬申冬直叙從四位下甲戌之秋 家光公上洛靈神扈從七月十八日 公參內是日靈神任侍從拜

皇帝 太上皇 賜天盃丙子之秋大増封戶移子羽州最上城 賜行光刀 乃入最上 巡封城加獎諸士更召多

士各領職事 無大無小 咸自為之戊寅之夏最上近邑白岩氏將叛靈神治之驛告辛巳之秋八月三日

世子家綱公誕靈神獻光忠刀左文字小刀癸未之夏韓使來貢 公引見南殿靈神侍坐秋復益封戶移

于奥州會津城正保二年乙酉夏任左近衛少將四月二十三日 世子元服靈神理髮獻來國光刀于

公獻守家太刀行光刀于 世子 公賜長光刀 世子賜將監長光刀賜御盃秋叙從四位上冬十一月

天子特贈宸翰宮額於 大權現 勅使格于日光山靈神登山攝 御事慶安四年辛卯夏四月二十日

公大漸召靈神於寢殿託世子而薨靈神常在府佐之秋 家綱公任內府拜大將軍 勅使來靈神登城

公命謝上使靈神與副使侍從今川範英上京師

冬十月十日參內拜

帝 公事畢私覲賜天盃 仙洞 新院 女院如前儀次謁關白太閤亦會之反太閤關白送之十三日

勅答賜天盃而退則任中將賜太刀乃辭官拜賜而出 仙洞勅答賜仙盃賜太刀 新院勅答如前式是

日 女院設饗禮有舞樂賜御盃賞賜若干靈神拜辱二十七日歸府復命 公仍言曰中將之任宜從

勅命乃拜累叙從三位又辭遂叙正四位下明曆改元乙未冬韓使來貢 公引見南殿靈神侍坐事闋韓

使以書信來于私第即報答之寬文六年丙午靈神五十六以疾致事而不得謝自是營中乘輿國老就謀

(西面)

焉靈神性剛正而和淳自幼讀書不惑年始讀小學知大學之基焚向前所讀老佛之書專攻濂洛關閩之書用力於敬功夫日新也其言曰主一無適則存得未發之氣象動亦定靜亦定聖人無情而性之者其庶幾乎又云程門靜坐之法楊氏羅氏李氏能授受之三子傳心錄於是乎編矣嘗歎玉山講義之精為之附錄則舉其要曰仁之生意親切之味即未發之愛一意一理而萬物之所以為一體也又曰智藏而無迹識此而後可以語道體可以論鬼神又曰仁智交際萬化機軸此合天人之道嗚呼可謂說約矣知此要約者朱門葵季通仲默真希元之後未有斯人也

(北面)

日本神代卷中臣祓者我道傳授之書也靈神學之得吉田家之傳遡五十鈴之流

神武向日之畏 應神秘道之敬奉持而著之心胸之間實弓兵政所崇道盡敬天皇以後一人耳其事君也大義常存於心念念不忘以安世為悅而不一毫欺之恐己忠之不盡而不欲人之悅已其所書思對命

悉燒之人無得而知之周公之于身亦優為之欲得夷齋無怨之仁厭聞湯武革命之義常言文王至德處孔子以來韓愈程朱發之泰伯至德處孔子以來惟朱子明之夫然後天下為君臣者定矣因言事代主命 本朝泰伯也又常稱明道愧視民如傷四字愛范希文先憂後樂之語使侍史讀倭漢歷代之書察治亂之幾論興亡之跡考諸地宜質諸時義編二程治教錄以寓其意焉其治會津也城隍郭郭時省督課儲軍糧備兵器作風土記坐知四境正神社為之志廢佛堂斥僧寺置墓地禁火葬立社倉行常平謹權糧寬租稅制糶糴漕運之法聽訟本人倫察事情遣監司循封內下情上達凶年防之饑歲賑之九十以上歲與口養孝子節婦賞之不忠不弟罰窮人無婦則給之旅客有疾則濟之未嘗有一人餓乎者也靈神娶奧州岩城城主從四位左馬助藤原姓內藤氏政長女生一男幸松夫人夙終男亦天二男正賴從四位侍從長門守先歿三女嫁羽州米沢侍從從四位播磨守藤原姓上杉氏綱勝先歿四男正經從四位侍從筑前守娶加州小松中納言從三位肥前守菅原姓前田氏利常女三子皆母藤木氏五女母牛田氏嫁利常

(東面)

嫡孫正四位左中将加賀守綱利先歿六女嫁相州小田原侍從從四位美濃守越智姓稻葉氏正則嫡子從五位丹後守義雅先歿七男正純從五位東市正先歿二子亦藤木氏生八男重四郎母沖氏戊申之歲著家訓明年再乞致仕 台許令正經襲封六十一蒙土津靈社之號壬子之夏行于會津卜壽藏於磐梯南麓見禰山詠倭歌以賦其事蓋仁以為己任生無所息望壙則知所息者歟夫我

神國傳來唯一宗源之道在乎土金而土即敬也蓋土與敬倭訓相通而天地之所以位陰陽之所以行人

道之所以立其妙旨備于此訓靈神達乎此靈号良有以矣是冬歸府病臥於城南箕田邸 公使國老數來十二月十八日終於正寢臨終不異平生惟仁義之言而安然氣絕壽六十有二歲也 公哀痛賻之諸侯惜之 女院聞訃甚傷關白以下嗟嘆弔之矣孝子正經治喪不用浮屠衣衾棺槨必誠心信晦日大舉至于會津焉癸丑之春三月二十七日大葬於壽穴矣夏建社請神祇管領長上卜部兼連安鎮之厥璽曰土神靈神安鎮座矣延寶二年之秋鑄石立碑屬嘉作其文夫靈神之忠之行天下具瞻之至其學識則嘉窃知之故不敢辭之乃為之文繫以銘曰

(南面)

維左中將	源家懿親	質剛而正	氣和而淳	讀書知道	持敬修身	排黜他鬼	尊信我神
受託之重	致忠之真	國老謀政	韓使結隣	初守高遠	乃利黎民	次護最上	乃陟士民
終鶴城主	兼龜壘鎮	風土有記	社會見仁	爰著蒙訓	永貽後人	体藏磐麓	杜扁土津
之德之合	之實之寶	正真祈禱	靈驗斯新				

碑の文字を書いたのは、当時第一級の能筆家として知られた、京都の樂人、土佐兵衛高庸とされている。

後述の院内山墓所の碑も同じであるが、碑石の上部には木製の覆屋根がかぶされ、四方には天祿辟邪てんろくひじやの像が刻まれている。龜趺に対する螭首の変形と見ることができ。なお、巨大な一枚石から成る碑石は、ここから北方の八田野の山中から切り出して運ばれ、龜趺の原材は

見祢山の麓、土町の地面から掘り出したということである。

社殿の右脇から墳墓に至る墓道がつづいている。川原石を敷きつめた爪先上りの道を約六〇〇メートル登りつめると門があり、前方に表石と左右一対の大きな石灯籠が望見できる。その背後の山が墳墓地で、中央には鎮石が置かれているのである（図版一）。

2 会津若松藩主松平家院内山墓所

保科正之は、自らの墓所の選定・構築に先立って、明暦三年（一六五七）二月に死去した嫡子正頼の墓所を営造するため、家臣に場所の選定を命じていたが、院内山に定められ、その遺骸は院内山「西の御庭」に神式によって葬られた。このあと、天和元年（一六八一）、二代藩主正経が江戸で死去すると、正頼墓所の奥「中の御庭」に仏式によって葬られた。そしてこの時以後、院内山の地が会津若松藩主松平家の歴代墓所に定められた。

墓所のある院内山は、会津若松市街の東南方にある。東山温泉に通じる道路脇に「会津松平家堂域入口」の石柱が立ち、ここから山手に向かって左折すると墓所に達する。東西約五四五メートル、南北約二七一メートルという広大な面積を占め、二代正経から幕末の九代容保に至るまでの歴代藩主に加え、正室・側室・子女の墓が、この広大な墓域の中に存在している。

墓域に入って参道を登ると、まず左手の高所に正頼の墓のある「西の御庭」があり、その右側の高い所は「中の御庭」で、正之の四男、二代藩主正経の墓がある。正経墓の前を右に行くと呼殿があり、ここから左へ行った高い所には、右より三代藩主正容・五代藩主容頌・六代藩主容住・七代藩主容衆と四代の墓が並び、容衆の墓から少しはなれたところに、九代藩主容保の墓がある。三代藩主正容の墓からさらに右奥に行くと、もう一つの墓域があるが、ここは右が四代藩主容貞、左が八代藩主容敬のそれぞれ墓所である（図版三）。

墓所の形式は、仏式で葬られた二代藩主正経を除いて、三代藩主から九代藩主に至るまで、各代の遺骸は神式によって葬られたのであり、見祢山墓所に見た初代正之とまったく同じである。すなわち、同形の碑石を前面に置き、碑石より一段高いところに一対の石灯籠を並べ、その奥に表石を立て、さらに奥まった高所に墳墓をつくり、その上に八角形の鎮石が据えられている。碑石・表石・鎮石の大きさ、形はおおむね同工同大であるが、時代が下るに従って縮小化の傾向が見られる。

このように嚴重な規格によって墓所が営まれているのであるが、それぞれの墓前に立てられている石碑が立派なもので、方柱の四面ぎつしり碑文が刻まれている。^{注6}そしてこの石碑が「亀趺をもつ石碑」であり、温和な表情で前方を凝視する亀の背は扁平で、その中央で方柱の碑身をしっかりと背負っているのである(図版三)。

3 池田輝政墓所

戦国期に宇喜多秀家、次いで小早川秀秋の領有であった備前国は、慶長七年(一六〇二)、小早川家が秀秋に嗣子がなかったためその死後断絶し、徳川政権下になった元和元年(一六一五)、戦国の武将として有名な池田輝政の子忠継が入封し、その子忠雄とつづいた。忠雄のあと、その子の光仲は幼少であったため、忠雄の長兄利隆の子で鳥取城主となっていた光政との交替が命じられ、寛永九年(一六三二)、三一五、〇〇石を以て入封した。備前一国と備中の一部を領地とする備前岡山藩がここに成立し、以後章政に至るまで、忠継から数えると十二代、光政から数えると十代を経て廃藩置県に及んだ。

岡山藩主池田家の墓所は、創設期の忠継・忠雄が岡山市の清泰院にあるが、これを別として、池田光政の造営した和気郡敦土山(のちに和意谷墓所と改称)と、光政の子二代藩主綱政の造営した岡山市田山正覚谷にある曹源寺墓所との二カ所である。ともに平成元年、文化財保護法により国の史跡に指定された。^{注7}

光政は慶長十四年(一六〇九)の生まれで、天和二年(一六八二)に七十四歳で死去したが、天下の三賢候・寛永の四君子の一人と称せられる名君、典型的な初期大名として知られている。自ら学問の修業を重ね、独自の政治理念を以て藩政を行ない数かずの業績をのこした。^{注8}その片鱗は、現在も岡山の市街を流れる百間川・倉安川に見る治水・利水策、当時の遺構を完全にのこす国の特別史跡閑谷巖(学校)にその文教政策を見ることができている。

墓所の選定・築造に当たっても光政独自の思想がそこに見られるが、『池田家履歴略記』(上巻)には次の記事がある。

和意谷成

烈公(光政)兼て京都妙心寺塔中護国院にある所の御祖考御墓を改葬し給ふへしと思し召れしか去し寛文六年二月二十五日津田重次郎

を召れ備前国中におゐて改葬し給ひ然るへき地を内々トすへき仰有て四月廿三日より重次郎山々を巡見し和氣郡の内にて然るへき地を所々に見立て言上す同六年池田美作稻川十右エ門を京にのほせられ祖考の御柩を備前に遷されし此度烈公みつから其趣を書給ひて美作江渡し給ふ左に記す。(以下略)

また、後代に藩儒であつた湯浅元禎の著わした『吉備烈公遺事』^{注9}には、

國清公^{三右衛門輝政}、興國公^{武藏守利隆}、の墳墓諸所に在しを皆一所に改葬あるべき御志ありしが、先國中に墓地たる山を擇れしに、三所の山を擇出す、其後今の敦土中に定りぬ、公巡視せさせ給ふ、敦土山は和氣郡和意谷の事なり、敦土山とは公の命け給ふ所なり、自ら巡視して和意谷に至らせ給ひし時萱の殊に繁茂してありけるを、案内しける百姓に夫かれと仰ありて、御刀に挿有ける小刀を抽て賜りける、今、伊里中村源助の家に其小刀を取傳へたり、其後士大夫のために墓地を定め給ひ、儀冢山と命ぜられる、かの敦土山は、国郡の東北にて十里餘に及べり、働村より其谷に入、澤水一帶流れ出、これを左右に涉ること十八度、谷のありさま箱根山中に似たり、敦土山に門を設け、夫より道十八町餘屈曲して登る、道の幅一丈計もやあらん、其中央に川石の踏石を八町の間並に並たり、門の傍に公の入れせ給ふ館あり、左右の櫻の木ありて吉野山に似たりといへり、第一の高き山國清公の隴にて、富鬣封あり、碑龜趺あり、李唐の禮を用らる、龜首高三尺餘、龜首西に向ふ、碑の高さ七尺餘、碑首に天祿辟邪を鑄たり、神道碑東の方に建て表の文祠を彫たり、等二の山は興國公の隴にて、夫人榊原氏合葬し給ふ、馬鬣封神道の碑あり、皆石柵あり、青き小石を志けり、第三の山に公を葬給へり、夫人合葬し奉りて馬鬣封ありて神道碑を建られたり、墓表の文祠を彫たり、公の行給ふこと禮により給わざることなし(傍点筆者)

このように、くわしく和意谷墓所設営の経緯と墓所の状況を記している。

和意谷墓所は、岡山県和氣郡吉永町和意谷にある。JR山陽本線「吉永」駅から、和意谷川の溪谷を北へ登ること約七キロの山中にある。その景観はおそらく今から三百余年前とほとんど変わっておらず、『吉備烈公遺事』に記された道は舗装された自動車道となっているが、自然がそのまま残された静かな山境である。和意谷の小集落の直前、道の右側に石鳥居が立っている。ここが「下馬」とよばれ、墓域への入口である。ここから約八〇〇メートル。二六七三個を数える踏石の敷かれた爪先上りの道を登ると木の鳥居に到達する。これから先が墓域の中心で、「一の御山」から「七の御山」までである。

まず一ばん手前にあるのが光政夫妻の「三の御山」その奥に左右に分かれて、左に輝政の葬られた「一の御山」、右に利隆夫妻を葬った「二の御山」である。なお、右方最奥の「六の御山」と「七の御山」には輝政の子ら庶流の方がたが葬られ、左方最奥の「四の御山」は八代慶政、「五の御山」には九代茂政が葬られているが、共に明治期の造営で、「新山」とよばれている。

「一の御山」から「三の御山」までの墓所の形式は共通している。すなわち、長方形石積の基壇上に墳丘が築かれ、まわりには石柵がめぐらされ、正面に石門が設けられている。墳丘の前には石碑が立てられ、さらに柵の外側には、方柱の碑身に笠をのせた墓碑が立てられているが、これには長文の銘文が刻まれている。

光政は儒教を信奉し、儒教が理想とする周代の葬制の復活を願い、墓碑から棺に至るまで、寸法はすべて周尺を用い、その配置も周礼に従ったとされているが、正に光政のこうした理念を反映した墓所として立案、施工されたのである。

京都妙心寺から改葬された祖父輝政の墓所(三の御山)は、南北十三メートル、東西九メートル、石垣をめぐらす基壇上に墳丘が築かれている。正前方に石碑が立てられているが、亀踏をもっているのはこれだけである。首から尾までの長さ二七〇センチ、幅八〇センチ、高さ五〇センチの体軀で、頭を西方に向けてうずくまっているが、頭部は牛のようでもある。背中には亀甲が丁寧に刻まれ、四肢も写実的である(図版四)。この上に乗る石碑は高さ二七〇センチ、幅七〇センチ、厚さ五〇センチで、上は円弧にし、上下に輪廓をつくっているが、上の螭首部には「天祿辟邪」とよばれる動物像を刻み、下の碑表には「参議正三位源輝政卿之墓」と刻まれている(図版四)。

4 姫路藩主榊原家墓所

榊原家が姫路藩主となったのは二度ある。第一次は慶安二年(一六四九)、榊原忠次が陸奥国白河から入封し、政房を経て、寛文七年(一六六七)に政倫が越後国村上(現在の新潟県村上市)に移るまでつづいた。第二次は宝永元年(一七〇四)に養子として家を継いだ政邦が越後国村上から再び入封し、政祐・政岑とつづいて、寛保元年(一七四二)、政永が同国高田(現在の新潟県上越市)に転封となるまでの四代である。

その領国であり城下であった播州姫路には二カ所に墓所があり、第一次の忠次と第二次の政邦は姫路市白国の増位山随願寺に、また第一

次の政房と第二次の政祐が姫路市書写の書写山田教寺に葬られている。

随願寺は姫路城の北に連なる増位山上にある天台宗の寺院で、聖徳太子の命により高麗僧惠便の開創と伝える古刹で、もと法相宗であったが、平安時代に天台宗に改めたという。天正元年（一五七三）、三木城主別所長治と争って焼亡し、その後豊臣秀吉が伽藍を復興し、さらに歴代姫路藩主の保護を受けるようになった。寛文八年（一六六八）、榊原忠次によって再建・落慶を見たのが現在の本堂である。他に観音堂・鐘楼等があるが、境内はかなり荒廃していたようで、近年になって整備事業が進められている。

忠次の墓所は本堂の西方にある。東・西の両側を宏大な石垣で区画し、その中に基壇がつくられ、まわりに塀（現在は煉瓦積となっている）がめぐらされている。中央に立つ大きな五輪塔が墓塔で、その前に亀趺に乗る碑石が立てられている（図版五）。墓所の正面には唐門があり、ここから中に入ると石門がある。碑身の平面は長方形で、上部には、おそらく螭首と同じ意味を持つ天禄辟邪像を刻し、碑身の上には唐破風を備えた屋蓋を乗せている。正面には、

故式部大輔侍従四位下源朝臣之墓

と刻し、左回りに三千余字に及ぶ長文の碑銘を刻んでいる。『榊原家譜』に「以遺言歸葬于播州飾磨郡姫路増位山随願寺、行年六十一歳、於武州板橋智清寺火葬」とある。また碑銘は、四代將軍徳川家綱の侍講であった林春斎の撰である。

次の政邦とその夫人の墓所は、境内の東方の高所にある。忠次の墓所にくらべると、規模はずっと小さいが、同じように基壇を設け、石塀をめぐらしている。左が政邦、右が夫人の墓所で、それぞれ石門があり、墓塔の五輪塔の前には、総高約四メートルを測る碑石が立てられている。

亀趺は平面一・五メートル、扁平でやや上向きの頭を正面にし、背中の亀甲は線彫で表現している（図版五）。

碑身には、左側面からはじまって七行、背面十一行、右側面七行、計二十五行、一行おおむね二十九字（最後の行は六字、年紀ほか十九字）計六八八字の碑文が刻まれている。この碑文は、橋本政次氏著の『姫路城史』中巻（昭和二七年刊）に返点をつけて掲載されているが、当碑は幸い身近に調査することができたので、碑の体裁のまま原文を掲げておく。

先公諱政邦其先於勢州仁木義長六世之後曰利長始居于州壹志

郡榊原邑因以榊原爲氏族之號五世祖諱康政從五位下式部大輔天正中始封上州爲館林城主歲租十萬石高祖諱康勝遠江守從五位下曾祖

諱忠次從四位下式部大輔兼侍從亦皆襲其封忠次特賜松平氏止一代

(左側面)

爲寵臣忠次寬永中自館林徙奧州白川城租十四萬石慶安中自白川徙播州姫路城租十五萬石祖諱政房從四位下刑部大輔亦襲其封考諱政倫從五位下式部大輔寬文中嗣立時三歲以姫路地本樞要難以幼弱守

故徙越之後州村上城租十五萬石政倫無子請官以再從弟勝乘爲嗣

先公是也後改其名爲政辰又改爲今諱父勝直母源氏延寶三年九月二十

十一日生公于武州江府天和三年公襲政倫之封元祿二年十二月二十

七日授從五位下拜式部大輔五年十二月十八日陞從四位下寶永元年

五月二十八日自村上徙播州姫路城復祖先舊封當時以爲榮八年正月

十二日拜侍從享保十一年十一月十四日以疾卒于江府神田藩邸正寢

(背面)

享年五十二遺命歸葬于播州飾東郡增位山先塋葬務從薄墓側唯樹松

柏二三株孤政祐謹從遺命不敢違公娶肥前侯從四位下侍從兼信濃守

藤原朝臣綱茂之女男政祐從五位下式部大輔女五人長適森岡侯從五

位下修理大夫源朝臣信規次適岩城侯備後守從五位下藤原朝臣政樹

次適新發用候信濃守從五位下源朝臣直治其餘未嫁公爲人莊敬而温

恕事上以忠撫下以仁其爲治以薄斂振窮爲先自徙播以來村上舊民每
不遠千里候公之安否老弱相攜旁午於路歷年不絕其遺愛在民如此
其始罹於疾姫路男女莫不禱祠鬼神以祈其生及聞訃之日皆悲泣哀慕
其丁壯奔喪爭舁柩車自武至播禁之不聽亦可見公之仁澤繩結人心其
他言行多可傳者此采其履歷行實梗概記之不敢多辭誇美庶幾有以明
公謙沖之志矣

(右側面)

享保十二歲次丁未十一月十四日

孤子 政祐 立

聖の住所はどこ〜どこ、箕面よ勝尾よ、播磨なる書写の山、出雲の鰐淵や日の御崎、南は熊野の那智とかや

聖の住所はどこ〜どこ、大峯葛城石の槌箕面よ勝尾よ 播磨の書写の山 南は熊野の那智新宮

中世の歌謠集『梁塵秘抄』に聖の住所としてうたわれ、西国三十三所観音霊場第二七番の札所として信仰を集める名刹書写山円教寺は、
姫路市の北郊、標高三七〇メートルの書写山上にある。

平安時代の康保三年(九六六)、性空上人(九一〇〜一〇〇七)によって開創された天台宗の寺院で、山上にひろがる広大な境内は国の史
跡に指定され、大講堂・食堂・常行堂など八棟の建造物が国の重要文化財、仁王門をはじめとする十棟の建造物が県の有形文化財に指定さ
れている。その他、彫刻・絵画・工芸など、さまざまの文化財が伝えられている。^{注10}

歴代姫路藩主の尊崇も篤く、境内には五棟の霊廟建築の並ぶ本多家墓所のほか、榊原家墓所・松平家墓所がある。名利円教寺の境内を自
らの奥津城に選んだのは、古くから浄土信仰の霊地、観音の坐ます聖域に遺骸を埋めることによって、霊魂の極楽往生を希求する願いがこ

められていたからであろう。

榊原家墓所は、重要文化財に指定されている「三つの堂」(大講堂・食堂・常行堂)の裏手、西南方に位置し、まわりより一段高いところに墓域がつくられている。南面する石段を登ると十数基の石灯籠が林立し、石柵がめぐらされ門が設けられている。その奥に、二基の五輪塔、その前方に龜趺に乗る石碑が立てられている(図版五)。立入が禁止されているためくわしい調査を果たしていないが、後日を期したい。碑石に刻まれている文字によって、右(東側)が榊原政祐、左(西側)が榊原政房の墓塔と墓碑であることがわかる。これも橋本政次氏の『姫路城史』中巻(昭和二七年刊)に碑文が掲載されているので引用しておくことにしたい。

榊原政房墓表・銘文

故刑部大輔從四位下源朝臣之墓

公姓源諱政房其先出於伊勢仁木氏自仁木義長受封伊勢以來其六世孫利長始居州之榊原邑遂以榊原為氏族之號曾祖諱康政從五位下式部大輔天正中始封上州館林城主歲租十萬石、祖諱康勝遠江守從五位下、考諱忠次從四位下式部大輔兼侍從、世々襲封如故、忠次有故賜松平氏止一代、寛永中從白川城租十五萬石、尋徙播州姫路城租十五萬石、妣寺澤氏唐津侯從四位下志摩守紀朝臣廣高之女、寛永十八年生公武州江府、承應二年十二月公以父蔭授從五位下、授刑部大輔、寛文五年三月丁侍從君之憂、是歲嗣立襲封如故、十二月陞從四位下、七年五月二十四日以疾卒於江府池端藩邸正寢、享年二十七、遺命歸葬于播州書寫山、葬務從薄其墓不封不樹四面周以竹垣、一皆遵公志不敢違、娶池田氏備前侯從四位下少將源朝臣光政之女、男政倫、生三歲嗣立徙越後州村上城、女公卒後適宗室高須侯從四位下少將兼攝津守源朝臣義行、公為人嚴毅方正不可褻狎而其秉心塞淵處事平允容衆禮士務盡下情、由是威信素著臣民懷服、不幸漸終大祥之期乃没、故無事可見、群臣相傳至今惜之、嫡玄孫政岑賴祖宗緒業得承先人守墳墓、竊恐歷世久使公志行無焉、於是新刻碑記其梗概以貽後之子孫、子孫尚知此意云

享保十九年歲次甲寅五月二十四日

嫡玄孫 政岑立

榊原政祐墓表・銘文

故式部大輔從四位下源朝臣之墓

先公姓源政祐其先出於勢州仁木義長六世之孫利長始居州之榊原邑遂以榊原爲家號曾祖政房刑部大輔居播州姫路城祖政倫式部大輔徙越後州村上城父政邦式部大輔兼侍復徙姫路城母侍從君側室以寛永二年五月二十一日生公于武州江府池端藩邸享保四年十二月蔭授從五位下拜遠江守已十一年十一月丁侍從君之憂是歲嗣立襲封如故歲祖十五萬石十二年正月拜式部大輔十五年八月陞從四位下十七年八月二十九日以疾卒神田藩邸正寢享年二十八遺命歸葬于播州書寫山先塋無子請官以再從弟政岑爲嗣公少好學性自覲省不事虛文其爲人寬厚威重喜怒不見於色雖燕居時心斂容危坐人無見其偃息而臥者初爲世子賜告歸姫路邑海上遠城五六里勝有觀丸地曰家島公方循行境內涉其土驟而颶風暴起巨浪擧不可支須叟舟殆乎覆船中人皆失色公獨凝然不動言色自若稍々風定乃得無恙觀者莫不驚歎以爲美談自嗣立以來務尙儉素禁華侈禮義自檢以身率下事嫡母鍋島夫人至孝其在藩遇夫人之喪哀毀有足動人者其爲政本忠厚從寛大眷愛群臣賑恤百姓無不盡心國懷其仁安其政凡七年既獲疾彌月如劇左右旁視猶有不勝而乃病中迄死不口道其苦疾革召政岑及老臣於前付囑後事訖安然而逝國中無老弱無男女莫不家号巷哭哀慕之況於其爲臣子者乎遂采其行履之略而刻之於碑以俟後之子孫觀焉

享保十九年歲次甲寅八月二十九日

孤子 政岑立

享保十九年（一七三四）、政祐のあとを継いだ榊原政岑によって立てられたことがわかる。

5 北畠顯家卿墓碑

南北朝時代の貴族であり、武將として知られた北畠顯家は、文保二年（一二三二）、後醍醐天皇に仕え、『神皇正統記』を著わした北畠親

龜跡をもつ石碑の系譜(三)

房の長男として生まれた。元弘三年(一一三三)、建武の新政に際して陸奥守に任ぜられ、義良親王(のちの後村上天皇)を奉じて任地に下向、建武二年(一一三五)には鎮守府將軍を兼ねた。南朝軍支援のため陸奥國靈山りょうざんを出発したのは延元二年(一一三七)のことで、各地を転戦しながら足利軍と相対したが、和泉國北部から摂津國南部にかけての戦において、翌延元三年(一一三八)の戦鬪で討死した。戦死した場所については阿倍野説と石津説があり定かではない。『太平記』中巻には「和泉ノ塚つた安倍野ニテ討死シ給ケレバ、相従フ兵悉ク腹切、疵ヲ被テ一人モ不残失ニケリ」と記されている。顕家、若冠二十一歳の身命であった。

大阪市の南郊、阿倍野区北畠は、そのゆかりによって付けられた地名であるが、顕家の墓と伝える塚があり「大名塚」と呼ばれていたようである。寛政六年(一七九六)に刊行された『住吉名所圖會』(卷之三)には、

○大名塚 同所(阿倍野街道)にあり北畠中納言源顯家卿の古墳也

として記事と合戦の図を載せている。また『大阪府全志』(卷之三)には、

北泉顯家塚は字播磨塚にあり、土俗は之を大名塚と呼べり。七坪五合の封土にして、四圍に石の玉垣を繞らし、裡に二重臺石に伏龜を置きて、上に高參尺五寸。横壹尺七寸の巨碑を存す。享保十八年並河五郎の建設なり。…(中略)…従來は此の地を顯家戦歿の所なりとし、復た此の塚を其の遺骨を埋めたる墓なりと傳へたれども、是れ太平記の誤傳に出でたる謬説にして、顯家の戦歿地は泉北郡の石津なり。其の墓は石津川の邊なりとの説その眞を得たるものならん。(以下略)

と説明している。

国道十三号に沿った大阪市阿倍野区王子町三丁目がその故地で、昭和十三年(一九三八)、大阪府の顕彰史跡に指定され、翌十四年(一九三九)、大阪市が「史蹟北畠公園」として整備し、現在に至っている。

園内北寄りに、石垣をめぐらした兆域をつくり、その中央、正面一八三センチ、側面一七七センチ、高さ三七センチの略方形の基壇上に「亀趺をもつ石碑」すなわち、伝北畠顯家卿墓碑が立っている(図版六)。二段の台座を備え、その上に正面六〇センチ、側面五七センチ、高さ一七センチ、首を前方に向けた亀趺をのせ、正面の幅三三・五センチ、側面幅二四・五センチ、高さ一〇六センチの碑身を受けている。総高は一七二センチである。碑身上端は円弧状にし、楕円形の彫り込みの中に螭首を簡略化した動物像を彫刻し、その下に幅二三・五セン

チ、高さ八五センチを彫りくぼめ、二行に亘って、

別當鎮守府將軍從二位行權中納言兼

右衛門督陸奥權守源朝臣北畠顯家卿之墓

の碑文を刻んでいる（図版七）。

碑そのものには刻銘はないが、当碑は享保十八年（一七七三）、『日本輿地志略』（五畿内志）の編者として知られる並河五郎（誠所）が建立したものである。^{注11}なお、用材はすべて花崗岩である。

6 「土師連八島君廟窟碑」と「埜見賢君土物竈跡碑」

大阪府藤井寺市、近鉄南大阪線「道明寺」駅の西方に道明寺天満宮と、境域を接して道明尼寺がある。

ここから西方および西南方にかけての羽曳野丘陵には、応神天皇陵に治定されている誉田山古墳をはじめ、天皇陵をふくむ多数の前方後円墳で構成されている古市誉田古墳群が所在しているが、その東縁に位置する道明寺の地は「土師の里」の名が物語っているように古墳群と密接な関係があり、古墳の築造と葬送儀礼、さらに、埴輪・土師器の生産といった幅の広い職掌をもつ土師氏の居住地であった。

その氏神として祀られたのが、現在も天満宮の境内に元宮と呼ばれている土師神社であり、道明寺の前身は、推古天皇二年（五九四）に聖徳太子の協力者であった土師連八島が創建したという伝承をもつ土師寺であり、土師連一族の氏寺であったのである。

土師寺の旧地は、現在の天満宮石段の南方一帯で四天王寺式の伽藍配置をもつ寺院跡が確認されている。^{注12}江戸時代になって、寛永十年（一六三三）の石川の大洪水の災厄を受けたため北方の高所に移り、土師神社と並立していた。明治初年の神仏分離で土師寺は道明尼寺として現在地に移転し、土師神社の発展したのが道明寺天満宮である。

天満宮正門石段のすぐ右側の一かくに立っているのが標記の二つの碑で、現在ではまったく忘却され、まわりも荒廃した状態になっているのが惜しまれる（図版七）。

この二碑は、もとここから西方にある八島塚古墳の丘上にあった。その名の通り土師連八島の墳墓と伝えられてきたのであろう。この間

の事情について、『大阪府全志』(巻四)には「八島の碑」として次のように記されている。

八島の碑は道明寺の西邊字番田にあり土師神社の所屬畑地なり。碑は二個を存し、其の一は高さ壹丈にして「土師連八島君之廟窟」の九字を刻し、他の一は高さ八尺にして「河州志紀郡道明寺領地于八島君之冢上」の十八字を刻して、元文五年道明寺住尼超雲の建てしものなり、然れども是れ眞の墓地にあらず、もと今の仲媛皇后御陵の陪塚となれる八島塚にありしも、同塚は陪塚に移せしものなり。而して其の陪塚となりし八島塚の八島の碑を存せし事に就ては里傳あり、之に依れば、土師神社の東を通ずる小川までは古の社域なりしが、後開墾せられて社領地となる。八島の墓の存せしは其の地なりしも、洪水の爲めに流亡せしを以て、後、碑を陪塚上に建て、遂に八島塚と稱するに至りしものなりといふ。

現地に移されるまでは八島塚にあったことは確かであるが、この古墳が西隣にある他の二基の古墳と共に、明治二十年(一八八七)、北方にある仲津媛陵の陪塚に認定されたために碑の取除きが命じられたのである。^{注13}

道明寺天満宮には、『^{『らくせきごん』}勒石文』と題した碑帖が伝わっている。『藤井寺市史』第十巻、史料編八中、に収録され、全体の写真が掲載され全文の翻刻とくわしい解説が付けられている。これによると、『勒石文』は桐管に納められ、中には筆者である凌雲心画主人(武ノ下忠圀)の添文がある。その内容は、「道明寺内の八島塚の碑表と客殿御窠跡の驗石の銘の二つについて調査し、その上にそれらの文章が読みやすいように添え書をした」ということが記され、また『勒石文』は、「垂仁天皇の時代に野見宿禰が埴輪を作って殉死の風を廃めさせた功により土師連を称した。この時の窠跡が僅かに存するのみなので、石に勒して験に建てた。しかし元龜三年(一五七二)の兵火でも寺も遺跡も尽く亡失した。そこで、道明寺開祖の土師連八島君の廟窟に、碑を再建することになった。元文五年(一七四〇)六月、五条前黄門菅君(菅原為範)の命により、老尼和尚(道明律尼寺一藤、前梅香院超運老尼)の求めに応じて、浪華の隠士凌雲心画主人(武ノ下忠圀、別に一敬子とも号す)が篆額と碑文の字を記した」という経緯で作られたものということである。

「土師連八島君廟窟碑」は南面している。花崗岩、二段の台座上に、正面八四センチ、側面九〇センチ、高さ二四センチ、首を正面に向けた花崗岩製の亀趺をのせ、正面の幅四七センチ、側面二三・五センチ、高さ一二二センチの碑身、さらにその上に正面の幅七八センチ、側面五四センチ、高さ二四センチの蒲鉾形の笠を乗せている。碑身と笠は砂岩製、碑の正面には花崗岩製の経机を置いている。総高は二四

三センチを計る（図版七）。

碑身の正面は、上部に縦一二センチ、横一二センチの篆額部をつくり、ここに「土師連」と刻み、その下に縦九一・五センチを彫りぼめて碑表とし、「八島君之廟窟」と刻んでいる。以下、各面に刻まれている銘文は次の通りである。

道明尼律寺一藤

前梅香院超運老尼再建

（右側面）

雖君碑豫立元文五季庚申

仲夏温故而更勒新石以垂不

（背面）

朽冀勿時月之礼奠闕如矣

老尼
白謹

奉光禄大夫 攝坂隱士

菅君命 武下忠罔謹篆額并書

（左側面）

次に「埜見賢君土物竈跡碑」は、先の碑に向かって左側前方に東面して立っている。やや小さく、総高は一九六センチである。これも花崗製二段の台座の上に、正面の幅六三センチ、側面六八センチ、高さ二四センチ、花崗岩製で首を正面に向けた亀趺をのせ、その上に正面の幅三九・五センチ、側面二七センチ、高さ九七センチ、砂岩製の碑身を立て、正面の幅五七センチ、高さ一五センチ、これも砂岩製の笠をかぶせている（図版七）。碑身の四面に次の銘文が刻まれている。

恭以

河州志紀郡道明寺領内一
建于 八島君之冢上 藤前梅香院超運老尼興起并撰

人皇十一代

垂仁天皇三十二年癸七月

皇后日葉酢媛命薨有臨葬焉

（正面）

於是

天穗日命十四世

野見宿祢議

奏之以土物

龜趺をもつ石碑の系譜（三）

龜趺をもつ石碑の系譜(三)

更易生人始埋立其墓此土物謂埴輪矣

帝大喜之 詔宿祢 曰汝之便議寔洽 朕心為後葉之

法則厚賞 宿祢之功賜鍛地任土師職因謂土師臣矣詳于

日本書紀 垂仁之卷也其取埴以造作人馬及

種々物形獻于

天皇即斯地而素土師家之世祿云々嗚呼惜矣乎其土物之古竈

(左側面)

遺蹤纔存寺內南於西岨者唯焦土耳由是大概勒示

石以建驗也抑於當時開基聖德太子草創大伽藍於

土師連之館跡焉然元龜三年兵火咸失矣蓋

聖武之朝天平元年仲秋 土師臣十一世禮部尚書通議

大夫土師古人改旧姓而菅原姓焉伏聞正

神之曾祖也粵有八島冢 宿祢之後當寺開祖土師連之

(背面)

廟窟故追遠建碑以祠往昔當所稱土師鄉當寺號

土師寺者則此寺謂也豈元文五季歲次庚申六月日

因 五条前黃門菅君之嚴命且老尼和尚之索謹書

浪華隱士凌雲心画人武下忠圀頓首百拜

別號一敬子

(右側面)

7 松江藩主松平宗衍寿藏碑

松江城の西方約一キロ、松江市外中原町にある月照寺は、寛永十五年（一六三八）、松江藩主として入封した松平家の菩提寺であり、初代直政から九代斉貴に至る歴代藩主の墓所としても知られている。一万平方メートルに及ぶ広い境内には、廟門・鳥居・玉垣を備え、藩士の献納した石灯笼が立ち並んでいて壮観である。

このうち、六代宗衍の墓所には、首を高くのぼし、四肢をふんばった巨大な亀趺に乗る「天隆公寿藏碑」が立っている。ここを訪れたのはずいぶん前のことで、「亀趺をもつ石碑の系譜」の遺例として取り上げられることを失念していたが、この際書き加えておきたい。

月照寺については、出雲国の地誌『雲陽誌』巻之一、鳥根郡に記事があり、次のように記されている。

浄土宗歡喜山といへり、本尊阿彌陀如來行基の作なり、此寺もとは洞雲寺といひし禪林にて五百羅漢などもありたれと、いつの比か無住となりて荒はてたり、然るに寛文中太守少將直政公の御母堂月照院殿の靈牌を安置したまはんとて、松江の城の西外中原といふ所にて寺地を見たまふに、此處御心に協ければ寺建立あらん事を執政の人にたまひ合、即蒙光山月照寺と名つけ、長譽上人を開山の僧となしたまはんと仰りける時、近習の人に戯たまふは我百歳の後命終らば此所に墳墓を築そこの所を葬送の地となさんとのたまひしとかや、果して同六丙午の年二月三日江戸の御館にて逝去したまふ、嗣君侍從綱隆公其心をつき同年に經營事をはりて蒙光山を改歡喜山と名付たまひ、綱隆公自額を書し生蓮社長譽上人流安和尚を第一祖となしたまふ、いまの月照寺といふは是なり（以下、略）これによって当墓所の成り立ちを知ることができる。南面する唐門をくぐって境内に入ると、正面一段高い所に二つの墓域がある。向かって左が初代藩主直政、右が風流を愛し、不昧公の雅号で知られる七代治郷の墓所である。ここから右へ折れると本堂、御霊屋などの建物が並び、その奥、道に沿った両側に歴代藩主の各墓所がひろがっている。

六代宗衍の墓所は右側の一ばん手前にあり、廟前に向かって左側にこの碑が立てられている。巨大な亀趺であるが、あまりにも写実的な彫刻であるために不気味である。松江の町をこよなく愛したラファディオ・ハーン、小泉八雲は、その著『神国の首都』に、
うす気味のわるい仲間のなかで夜間に出あって一番恐ろしかったのは、松平家の墓地松江市月照寺境内の大亀であつたらう。この石の

巨像は長さがほとんど一丈七尺で、頭も六尺も地上からもたげている。
と書いているが、正にその通りである。

注

- 1 見祢山墓所は、先に猪苗代町の史跡に指定されていたが、昭和六一年に改めて国の史跡に指定された。『月刊文化財』第二七二号、および『日本の史跡7 近世・近代1』(昭和六三年刊)に紹介記事が掲載されている。
- 2 宮崎十三八氏編『保科正之のすべて』(新人物往来社、平成二年刊)
- 3 塩谷七重郎氏『保科正之公と土津神社』(土津神社神域整備奉賛会刊、昭和六三年刊)
- 4 相田泰三氏『土津霊神碑文謹解』および同氏『会津松平氏墓碑銘和解』(会津保松会、昭和六一年刊)を参照した。
- 5 1と同じ。
- 6 前掲『会津松平氏墓碑銘和解』に、歴代墓碑の銘文と現代語訳が掲載されている。
- 7 「岡山藩主池田家墓所」(「新指定の文化財」、『月刊文化財』第三一五号)に紹介記事が掲載されている。
- 8 谷口澄夫氏『池田光政』(吉川弘文館、人物叢書、昭和六二年再刊)
- 9 『續々群書類従』第三、史傳部所収
- 10 兵庫県立歴史博物館編『書写山田教寺』(『兵庫県立歴史博物館調査報告書』Ⅲ、昭和六三年刊)
- 11 川端直正『大阪市の建碑』(大阪市、昭和三五年刊)
- 12 藤井寺市教育委員会『藤井寺市及びその周辺の古代寺院(下)』(藤井寺の遺跡ガイドブックNo.3、昭和六三年)
- 13 「八島塚取除命令ニ付伺書」(『藤井寺市史』第十卷、史料編八中、所収)

三 製作の意図と年代

以上、わが国に現存する「亀趺をもつ石碑」の探訪をつづけ、その来歴をしらべると共に、形状・法量等を確認、さらに亀趺そのもの特徴についても述べて来たつもりである。

まず、その数については、私の実見したもののだけでも五十基を数え、所在地としては九府県に及ぶが、その内訳は、福島(9)・三重(2)・

京都(2)・大阪(6)・兵庫(7)・岡山(1)・鳥取(12)・島根(1)・山口(10)となる。^{注1}東北の福島県会津の地を特例として、近畿・中国に集中していることがわかる。^{注2}

これらの遺例を年代順に並べて表を作成した。左端の欄に示した数字は、①が顕彰碑、②が頌徳碑、③が墓碑で、碑の建立された目的・意図を、その来歴と碑そのものに刻まれている銘文を参照しながら、三種に分類してみた。もとより、保科正之にはじまる会津若松藩主歴代の碑や、毛利吉就にはじまる萩藩主歴代の碑のように、墓塔は別にあつてその墓前に建てられた碑の場合は頌徳碑としての意図で立てられたものであり、鳥取藩主の場合は墓碑そのものであるから必ずしも厳密な区別ではない。

こうして分類してみると、「亀趺をもつ石碑」の造立の意図としては、個人の頌徳碑あるいは墓碑として立てられる場合がもっとも多く、やはりこれが本流であつたと考えられるのである。遠く中国に起源をもつ「亀趺をもつ石碑」が彼国にあつては墓碑本来の意味と役割をもつていたのであり、朝鮮半島における各時代の遺例も同様であつた。わが国には古代・中世の遺例はないが、近世になって忽然と出現する遺例も、造立の意図の上ではその流れの上に位置づけることができるのである。

こうした中であつて、少し趣を異にするのが顕彰碑で、時期としては古い部類に入る「播州明石浦柿本大夫祠堂碑」は、人丸神社を顕彰する碑として顕彰碑に分類したが、柿本人麻呂を称えるという意図から見ると頌徳碑にすることもできる。こうした視点に立つと、明らかに顕彰碑とすることができるとは、大阪道明寺天満宮の「土師連八島君廟窟碑」と「埜見賢君土物竈跡碑」、さらに萩藩の藩校「明倫館碑」等の数例で、年代の上から見ると江戸時代後半の造立であり、後出的要素の強いものといえよう。

次に年代についてであるが、数ある遺例の中で、もっとも古いものが、私にとつてまったく地元である、東大阪市の若江墓地にある「山口重信牧碑」であつたことは驚きである。すでに述べたように、この碑の撰文は、幕府の大学頭林道春(羅山)なのであり、篆額の文字が、当時、積極的に中国の學術・文化を採り入れた石川丈山であることを想起すると、この遺例が、本格的な「亀趺をもつ石碑」であることは当然のことであろう。これにつづき、寛文年間に造立される「播州明石浦柿本大夫祠堂碑」、さらに姫路市増位山随願寺にある「榊原忠次墓表」が、いずれも林道春の後を嗣いだ林春齋の撰文であり、「亀趺をもつ石碑」の源流の一つが、近世初頭における中国文化の導入・採用と軌を一にするものであるという私の所説を裏づけている。



●享保18

●元文5

●元文5

●元文6

●天明4

●寛政5

●寛政12

●嘉永2

●安政7

「亀趺をもつ石碑」の分類別・年代別一覧表 (*印は歴代墓碑のうち年代の古いものを掲げた)

分類	名称	西 暦				
		1640	1660	1680	1700	1720
②	山口重信牧碑	●正保 4				
①	播州明石浦柿本太夫祠堂碑		●寛文 4			
③	榊原忠次墓表*		●寛文 5			
③	池田輝政墓表		●寛文 8			
③	土津壺神碑*			●延宝 2		
①	永井尚庸頌徳碑			●貞享 2		
③	楠木正成墓碑				●元禄 5	
③	池田光仲墓碑*				●元禄 6	
③	毛利吉就徳感碑*				●元禄 7	
②	特賜大光普照国師塔					●宝永 6
②	佛國寺開山高泉碑					●正徳 1
③	北畠顕家卿墓					
①	土師連八島君廟窟碑					
①	埜見賢君土物竈跡碑					
①	「明倫館記」碑					
①	天華寺石書経塔					
②	慧極禅師道行碑					
①	鴻池稻荷祠碑					
①	「重建明倫館記」碑					
①	國廳碑					

亀趺をもつ石碑の系譜(三)

こうした中国文化を自らの学問とし、その素養の上に立って自らの墓所、あるいは先祖の墓所を設営したのが、保科正之であり池田光政といった近世初頭の大名であった。およそ三百を数える諸侯の中で、数少ない孤高の名君という言葉がふさわしいが、中国の墓制を学びその知識の上に立って造営された墓域・墓塔・墓碑は、正に近世大名墓所の白眉といえることができるのである。

私の主張するもう一つの流れは、黄檗宗とのつながりである。祖師隠元の「特賜大光普照国師塔」は宝永六年(一七〇九)の造立であるが、黄檗宗に帰依し、その領国に菩提寺を建立するに当たって黄檗宗を採用した因幡鳥取藩の初代藩主池田光仲の墓碑は元禄六年(一六九三)、防長二国を領した萩藩の五代藩主毛利吉就の「徳感碑」は翌元禄七年(一六九四)、隠元の塔より先立って造立されている。この間の事情については、隠元の塔そのものの造立年代についての検討が必要であり、後考に備えておきたい。

いま一つ源流を考える上で重要な位置を占める遺例として、三重県嬉野町天華寺に所在する「石書経塔」と、大阪府南河内郡美原町の法雲寺にある「慧極禅師道行碑」がある。江戸時代後期の造立で、ともに伊勢松阪の文人韓天寿の撰文・揮毫に成る名碑である。この二つの碑のうち、「慧極禅師道行碑」は、直接黄檗宗に係わりがあるが、二つの碑が亀踏を伴うこと^{注4}の背景として、韓天寿の生い立ちともつながっているのかも知れないことである。文人韓天寿の雅号は、当時の慣習に従っているが、本来その出自は韓氏また餘氏と称したということであり、遠く韓半島に源流のある「亀踏をもつ石碑」が脳裏にあったと考えることができるからである。

注

- 1 この数字の中で、福島(9)は、会津若松藩主初代保科正之の見祢山墓所と、二代から九代までの院内山墓所の総数、鳥取(12)は因幡鳥取藩主歴代墓碑の総数、同じく山口(10)のうち(6)が萩市東光寺にある萩藩主毛利家の墓碑である。
- 2 まだ実見していないが、東京都墨田区の弘福寺には因幡若松藩主池田定常墓碑のあるほか、関東・中部地方には遺例が知られていない。三重(2)の中には津市の結城神社にある「結城神君之碑」をふくめたが、くわしい調査を果たしていない。また中国地方では、山口県宇部市の東隆寺にある厚狭氏墓所、さらに九州地方に一カ所所在することを伝聞している。なお、今年の夏、調査のため再三訪れた讃岐高松藩主松平家墓所のある高松市仏生山町の法然寺墓地で藩士の墓碑二基をべっ見した。これらについては機会を見て調査を果たしたい。
- 3 水田紀久氏「唐様の世界」(『日本の近世12、文学と美術の成熟』、中央公論社刊、平成五年五月)に石川丈山のこと^{注4}が述べられている。
- 4 村上泰昭氏『韓天寿』(平成三年一月)に、韓天寿の生い立ちと年譜がくわしく述べられている。二つの碑についても同氏より種々教示を得た。

記して感謝の意を表する。

四 石造彫刻としての亀趺

はるか中国の南北朝時代に起源があり、唐代になって盛行した亀趺は、朝鮮半島にも伝わり、統一新羅時代以後、高麗・朝鮮王朝の時代に至るまで命脈を保った。こうした「亀趺をもつ石碑」は、古代の日本には伝わらず、近世になって中国文化の憧憬・傾倒につながる受容によって、限られた階層と地域ではあるが、ある目的をもつ建碑に際して採用されることになった。これが本稿において縷々述べて来た私の所論である。

稿の最後に当たって考えてみたことは、亀趺そのものが一つの石造彫刻であり、造形美術としての性格を持つものであることから、これを製作する工人にとって「亀」、それも、おそらく「海亀」を象った亀趺を表現することはそれなりの知識と素養が要求されたに相違ないが、一体何を手本としたのだろうかということについてである。

中国・朝鮮での遺例はここでは省くが、わが国における各地の遺例に見られるように、亀趺が海亀を象っているといても、おとなしくうずくまる亀から、写實的・躍動的な体軀を表わすもの、あるいは獐猛ささえ感じさせるものなど、その姿態はさまざまである。とくに、頭部の表現を見ると、亀というよりも、他の哺乳類の動物を意識し、あるいはそれらを合成して創作されたのではないかと思うものさえある。亀趺そのものが、亀という動物の持っている性格に加えて、邪悪を払い、寄せ来る悪霊を退散させるという意味で創作されたものかも知れないとも思える。こうした場合、亀趺の姿勢あるいは表情をどのように表現しようかという意志とその決定は、碑の建立者にあるのだろうか、それとも仕事を任された石工にあるのだろうか、といったことも考えて見なければならぬことの一つである。

ところで、亀を彫刻するに当たって、石工は何を手本にしたのだろうか、ということについてであるが、わが国において「亀趺をもつ石碑」が造立された江戸時代には、すでに中世以来の絵画の素材となる粉本が伝わっており、石工はこうした絵画資料を手本として彫刻したと考えればよいのであろう。さらに、江戸時代の文運とともに発達した本草学・博物学の流れともかかわって来るのかも知れない。

わが国において、写生主義による動物絵画が大陸から導入されたのは室町末期のことであり、それまで絵画の粉本として使用されたのは「涅槃図」に描かれた動物絵画であり、「涅槃図」が動物図鑑の役割を果たしたとされている。^{注1}従って江戸時代には多くの絵画資料が整っていたと考えられる。

ちなみに、香川県高松市仏生山町にある法然寺は、讃岐高松藩主松平頼重が、自らの仏教信仰と設計にもとづいて建立された寺院で、独特の伽藍配置をもつ諸堂宇が並び、般若台とよばれる小丘の頂上には、頼重侯をはじめとする歴代藩主とその一族の墓塔が立ち並ぶ壮大な墓所がある。^{注2}この法然寺の涅槃堂には、「讃岐の寝釈迦」として知られる大涅槃像を中心に、絵画の「涅槃図」をそのまま立体化した群像を見ることができる。^{注3}おそらく全国に類例のない稀有の遺構であり遺品であるが、その中に亀の小像を見ることができ(図版表紙)。

この紹介を最後に、長い旅をつづけた小稿の「亀踏をもつ石碑の系譜」を擱筆することにした。

注

- 1 中野玄三氏『涅槃図』(『日本の美術』第二六八号、昭和六三年刊)
- 2 法然寺の高松藩主松平家墓所については、松平公益会および法然寺のご承諾と高松市立歴史資料館のご協力を得て、平成五年度より調査を行っている。その成果は次年度の本論集に報告する予定である。
- 3 仏生山法然寺の沿革・伽藍および宝物については、大槻幹郎氏が「仏生山法然寺とその秘宝」(平凡社刊『讃岐の秘宝』、昭和六〇年)、『仏生山法然寺の名宝展』(高松市歴史資料館刊、平成四年)にくわしく述べられている。